

平成29年度事業計画決定の件

平成29年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

平成29年度事業計画（案）

平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「全国約1800の自治体のうち、ほぼ半数の市区町村が2040年（平成50年）までに消滅可能性に直面する」という、いわゆる増田レポートが提出され、人口減少の社会問題がクローズアップされてきました。

三重県においても、平成17年の186万人をピークに人口減少が全国平均より早く始まっています。

人口減少による影響は何かを考えると、住宅着工件数の減少がまず上げられ、三重県では、平成18年に約2万戸だったものが、平成21年以降は約1万戸と減少している。

住宅着工件数が減るということは、不動産取引が減ることにつながり、不動産価値の下落により不動産が資産から負債へ、それとともに住宅の需要が減ることから空き家の増加につながり、相続登記未了問題が、平成23年3月11日の東日本大震災で顕在化した。

空き家の対策については、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、県内各市町村にヒアリングをしたが、諸々の問題から、解決スキームが確立されておらず、司法書士から制度設計とスキームの提案をしていく必要があり、当会では、平成28年度から空家等対策委員会を設置したが、空き家問題と相続登記未了問題について、重点的に対応していく必要があり、今その時期である。また、法務省は「未来へつなぐ相続登記」というスローガンを掲げ、相続登記の推進に力を入れており、司法書士の相続業務に期待されている状況であり、司法書士の相続業務に対する意識改革が必要と考え、平成27年度より相続業務に資する研修会を開催してきたが、引き続き、相続に係る司法書士への期待に応えられるよう、研修会や对外広報を重点的に行っていく。

当会では、民法（債権法）改正の研修会の開催を平成28年度より重点的に行ってきたが、改正法の今国会での成立する見通しになっているため、民法改正対策委員会を設置し、会員である司法書士が改正法の実務に対応できるように情報提供とともに対外向けの広報活動を行っていく。

重点事業

1. 空き家、相続登記未了問題等の問題への対応の検討と対策
2. 对外広報の充実
3. 民法（債権法）改正対策など研修事業の充実
4. 法務局との協調による非司法書士対策への対応
5. 司法書士としての職業倫理の確立
6. 防災対策、災害対策等危機管理能力の向上